

令和 7 年 度 委 託

~~設 計 書~~
仕 様 書

1. 委 託 名 単位公民館事業に伴う輸送業務委託（一般市外・単価契約）
2. 委託場所 川越市三久保町 1 8 番地 3 ほか
3. 委託費 金 円 （積算原価 円）
（単価） （単価）

委 託 の 大 要	単位公民館事業に際し、単位事業参加者を安全に輸送することを目的とする。 予定件数： 8 台（延べ件数）
起 工 理 由	単位公民館事業に際し、単位事業参加者を安全に輸送するため。

委 託 費 内 訳 書							
項 目	名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運賃							
	キ口制運賃		キ口	150			予定件数8台
	時間制運賃		時間	10			
計							
消費税							
委託費(単価)							

単位公民館事業に伴う輸送業務委託仕様書

1. 件名

単位公民館事業に伴う輸送業務委託（一般市外・単価契約）

2. 業務目的

単位公民館事業に伴う単位事業参加者を安全に輸送することを目的とする。

3. 法令の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、当該業務の関係法令を正しく理解し、かつ遵守するとともに、その法令の施行に関する諸基準並びにこれに基づいてなされる発注者の指示に従わなければならない。

4. 期間

契約締結日から令和8年3月31日

5. 場所

川越市三久保町18番地3ほか

6. 支払方法

随時払い

ただし、支払いは1月分の数量を月に1回まとめて請求を受け、支払うものとする。

7. 業務内容

(1) マイクロバス使用申請書により指定された時刻に配車し、目的地へ安全に輸送し、業務終了後、降車場所まで輸送する。

(2) 受注者は、業務着手前に以下の書類を提出する。

① 実施計画書

② 業務従事者名簿(車内の物品管理等における責任の所在を明らかにするため)

③ その他発注者指定のもの

(3) 受注者は、業務終了後に、発注者が指定する報告書を作成し、提出

する。

8. 入札書に記載する金額及び記載方法

- (1) 入札書に記載する金額は、小型バス1台あたりの単価とし、実拘束時間10時間、往復150kmをもとに積算する。実拘束時間には、出庫前、帰庫後の点検及び点呼を含む。
- (2) 出庫、帰庫については、川越市内を想定する。ただし、川越市以外の出庫、帰庫については、実拘束時間、距離を加えて積算する。
- (3) 車両にかかる燃料代、整備代、修理代等は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、業務終了後に、発注者が指定する報告書（7（3）に規定する車庫から目的地までの距離、点呼点検開始時刻並びに出庫及び帰庫の記載を含む。）を作成し、検査に合格した後、発注者に対し委託料の支払いを請求するものとする。

9. 契約について

- (1) 下記の条件による1日1台あたりの単価契約とする。
- (2) 使用予定台数 8台

10. 損害賠償について

- (1) バス運行業務に起因する損害又は傷害に対する賠償は、受注者がその責を負うこと。ただし、受注者の責によらないものはこの限りでない。
- (2) 任意保険、その他必要な保険などについては受注者が加入するものとする。任意保険の内容については、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険を含むものとする。

11. バスの仕様等

- (1) 小型車の車両を使用すること。（客席28人乗り）
- (2) 冷暖房の設備を有すること。
- (3) 一般貸切旅客自動車を使用すること。

12. 利用の形態

- (1) 実拘束時間はおおむね10時間（出庫前、帰庫後の点検、点呼2時間を含む）以内、往復概ね150km（事務所から起点、終点から事務

所までを30kmとみなす)で、規定時間内は他の用に供しないこと。

- (2) 行き先は、市外及び県に接する他都県の区市町村で、概ね仕様の時間内で往復できる地域とする。
- (3) 深夜、早朝は除く。
- (4) 年間を通して車両及び運転手の確保が可能であること及び1日に3台になる場合があるが、車両及び運転手の確保が可能であること。
- (5) 借上げ運行中について、他の用途に用いないこと。

1 3. 消費税

この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象になる場合は、経過措置が優先して適用される。

1 4. 外部への再委託について

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

1 5. その他

- (1) 国土交通省へ届出ている運賃・料金の下限値を下回らないこと。
- (2) 落札業者は、入札額の積算根拠内訳明細書を提出すること。
- (3) 落札業者は、運行車両に係る任意保険の契約内容及び運送約款の写しを提出すること。
- (4) 交通事故その他緊急を要する事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、発注者及び関係者に連絡すること。
- (5) この仕様書は、業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じここに記載されていない事項についても双方誠意をもって行うものとする。

※ 埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制における荷主義務(第33条)を遵守すること。